

日本社会における「胎児をめぐる生命主義」の源流

——1960年代優生保護法論争をめぐる——

土屋 敦

本稿では、生殖論争において〈胎児〉が常に言及されるべき「論争の掛け金」として1960年代日本社会において浮上した経緯を跡付ける。〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を尊重することを主張する中絶禁止派の日本社会における源流を歴史的に特定する作業を行うとともに、そうした〈胎児〉の尊厳・権利擁護運動が、「障害児」の出生を予防する優生学と取り結んだ関係性を解きほぐすことに焦点が置かれる。またそれは、日本社会における生殖をめぐる生命倫理論争自体を可能にする台座自体の形成を追うことで、その特殊性を炙り出す作業でもある。

1 はじめに

本稿の目的は、〈胎児〉の生命体としての価値付けの高まりが1960年代日本社会における妊娠や生殖をめぐる議論の中で生じたことを、優生保護法をめぐる論点の変遷を検討する中で実証しまたその軌跡を跡付ける点にある。またそうした〈胎児〉の生命体としての価値付けの高まりの中で、〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を主張し、中絶禁止を唱える諸運動が、胎児の段階で生命の「質」を選別する優生学とが取り結んだ関係性の解明とその分析に本稿は費やされる

Barbara Duden はドイツ連邦共和国において、福音派教会やドイツ司教会議が1980年と1989年に出した「共同声明」を比較する中で、このわずか9年間の間に〈胎児〉が神によって保護されるべき生命体としての価値を獲得したことを指摘している (Duden 1991 = 1993: 11)。

ドイツ連邦共和国においてカトリック派と福音派の間の論争を受けて1980年に編まれた共同声明の中では、近い将来母親になる女性や現に妊娠している女性等、

「妊娠に直面したものの感情」(Duden 1991 = 1993: 9) が議題の中心に据えられていた。一方、福音派教会・ドイツ司教会議などが1989年に出した声明では、この「妊娠に直面したものの感情」は論題の中心から退き、「神は生命の味方である」という言明に取って代られることになる。「子どもと言えは胎児が問題」となり「まだ生まれてないもの」が生命としての地位を獲得するという、「妊娠についての社会的知覚の逆転」(Duden 1991 = 1993: 11) が生じたことに言及して Duden は、「妊婦はどのようにして正常な胎児を扶養するための子宮環境になってしまったのか」(Duden 1991 = 1993: 14, 傍点引用者) という問いを発しつつ、その変化の中に「女であることに対する新しい種類の脅迫」(Duden 1991 = 1993: 78) の所在を読み取りなが

ら以下のように述べている。

この生命の偶像崇拜を、世界中で繰り広げられている妊娠中絶をめぐる戦いの結果として理解するのは確かに間違いであろう。むしろ生命偶像化への合意は、これまでほとんど気付かれなかった意味論的なずれから理解できる。それは「生き延びる」ことに新たな重要性が認められるようになったことである。…いまや生命感覚を規定しているのは、…生命に対する不安、生命を持つことへの不安、生命を計画し改良しようとする試みと、その安全性に対する不安である。…(胎児は)個人的社会的、そして地球的危機を乗り越えて是が非でも「生き延び」なければならない。普遍的規範である「生き延びる」という使命は、「保護を必要としている胎児」という誤解された具体物に暗黙のうちに結び付けられている (Duden 1991 = 1993: 169-70, 傍点引用者)。

Duden がここで提起しているのは、「妊娠中絶をめぐる戦い」の産物としてのみ〈胎児〉の生命体としての価値付けの高まりを説明するのではなく、「これまでほとんど気付かれなかった意味論的なずれ」の解読に分析上の準拠点を据えるという方向性であった。つまりそれは、胎児が「生き延びる」ことに対する新たな重要性を付与されたこと自体を社会分析の対象として措定するという方向性である。すなわち、胎児が「生命を持つことへの不安」や「生命を計画し改良しようとする試み」、そしてそれに対する「安全性に対する不安」の只中において、「保護を必要とする具体物」として措定され、「生き延びる」という使命を帯びて立ち現れる社会的契機自体を捕捉した分析の遡上へのせるという作業である。

上記の問題意識を引き受けながら進められる本稿の作業には、中絶の是非論の中で徐々にその地位を獲得する、〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を支持する言説の高まりに加えて、そうした価値付けを背後で支え、補強し、その説得性を充填するために動員される科学技術や社会政策等の諸資源についても同時に分析の遡上にのせる必要があるだろう。また同時にその作業には、〈胎児〉の生命体としての価値を補強し、「保護を必要としている存在」へと駆り立てる優生学、すなわち「障害」の存在しない「健康な胎児」を育成し、胎児段階ないし生殖細胞段階での生命の質的選別を意図する科学技術ならびに社会政策についても同時に分析の遡上にのせることを必要とする。〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を根拠に中絶禁止を唱える主張の高まりも、また胎児段階や生殖細胞段階での生命の質的選別を促進し「障害のない胎児」を出生することを意図する優生学も、胎児を「保護を必要とする具体物」として措定し、それに「生き延びる」という使命を付与するという意味においてはコインの裏表である。〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を支持する言明が、胎児を如何に殺さずに「生き延びさせる」かという、生命に対する積極的な働きかけに腐心する一方で、「障害のない胎児」を選択的に出生することを意図する優生学は、如何に「障害」のある胎児を初期段階で捕捉し「排除する」か、という生命に対する消極的な働きかけに専心する。いわば両者は互いが互いを補完しながら存在しているのであり、この「胎児をめぐる補完関係」もまた本稿で分析の遡上にのせる対象である。またそうした「胎児をめぐる補完関係」を支え、補強している社会的諸要因の分析と解読作業に本稿は当てられる。しかもこうした一連の胎児への配慮と価値付けの増大

は、たかだか30年ないし40年の歴史しか有していないこともここでは確認しておく必要がある。

生殖や妊娠・出産をめぐる論点において、〈胎児〉の存在への言及が欠くべからざるものとして措定されたという事実は、生命体への価値付けや生殖をめぐる争点において、そこに決定的な地殻変動が生じたことを意味する。Dudenも指摘するように、従来中絶の是非論もしくは生殖論争において保護の対象として措定されてきたのは胎児ならぬ「母体の健康」(Duden 1991 = 1993)であり、また妊産婦死亡率の高さや出生に伴う母親側のリスクを如何に軽減するかという問題であった。ドイツ社会のみならず日本社会においても、中絶の規制緩和ないし規制強化をめぐる議論は、時に人口学上の政策論と接点を有しつつも妊娠・出産の際に伴う「母親の健康保護」問題を中心に論じられてきたということが出来る。こうした「妊娠に直面した母親」から〈胎児〉へと移動する「妊娠についての社会的知覚の逆転」(Duden 1991 = 1993: 11)と、それに伴う〈胎児〉への配慮や価値付けの増大を本稿では「胎児をめぐる生命主義」⁽¹⁾と名付けておく。〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を支持する言説は、1970年前後からウーマン＝リブ運動(以下リブ運動)からの異議申し立てを受ける形で開始される中絶論争の中では、プロ＝チョイス派の対抗言説としてのプロ＝ライフ派(胎児の生命擁護派)としての呼称を獲得することになる。しかしながら、日本社会において〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を支持する言説の源流は、そうした一連の中絶論争から時期的には10年前後さかのぼる1950年代末から1960年代初頭にかけての優生保護法改正を意図する運動体の中に求められるという「意味論的なずれ」がそこには存

在する。〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を支持する言説を分析する際には、プロ＝チョイス派の対概念としてのプロ＝ライフ派という枠組みに限定してその言説を捉えるというよりも、〈胎児〉の生命体としての価値付けを補強する形で動員される科学技術や社会政策等との関係性において、それらの主張が説得性を持って立ち表れる社会的契機を分析の方が社会分析上は生産的であろう。

本稿では、以上の問題設定を引き受けるかたちで、1950年代末から1970年代初頭までの時期において優生保護法に関してなされた論争を分析する。優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護する」(第一条)ことを目的に1948年という世界で例を見ない早い時期に、大幅な中絶を合法化するかたちで制定された。また優生保護法はその目的にも明記されているように、遺伝性疾患を持つ人びとへの法規定、つまり「本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者」が遺伝性疾患を持つ場合、疾患を持つ本人又は配偶者に対する不妊手術ならびに人工妊娠中絶の実施が医師に義務付けられていた。

優生保護法成立時(1948年7月)ないし、それに続く法改正(1949年・1952年)時に中絶規定が緩和される動向に呼応するかたちで法文上の優生規定が強化されていった点に関しては松原洋子による詳細な分析が存在する(松原洋子1997, 1998)。本稿において重要なことは、優生保護法成立当時、中絶合法化は「母性の生命健康を保護」するためになされるべきであるとする議論が殆んどであったという点であり、また「優生条項」が胎児ならぬ既に遺伝性疾患を有している人々に対する中絶・不妊手術を医師に義務付けていたという点である。つまり優生

保護法成立当時、中絶容認ないし禁止をめぐる論争中においても、また優生をめぐる論争においても〈胎児〉の存在は生殖論争上の争点を形成することはほとんどなかった。一方以下で本稿が跡付けていくように、優生保護法をめぐる生殖論争の争点は本稿で扱う 1950 年代末から 1960 年代初頭の時期にかけて、本稿で「胎児をめぐる生命主義」と呼ぶ、〈胎児〉の生命体としての解釈論争へとその重点をシフトさせていくことになる。

本稿 2 節では、日本社会における生殖・妊娠・出産をめぐる社会情勢や議論を相対化する目的で欧米諸国におけるそれを概観する。また 3 節では、本稿で提示した「胎児をめぐる生命主義」の源流と、それを根拠になされた「中絶禁止運動」の社会的ポジションを確定する作業を行う。また 4 節において、「胎児をめぐる生命主義」の興隆を 1950 年代から 1960 年代に至る日本社会における出生率の推移と結びつけて論じた後に、5 節で「胎児をめぐる生命主義」を補強し説得性を強化するために動員された「生命科学」の位置を確定する。またその上で、6 節において「胎児をめぐる生命主義」が 1970 年代以降の優生学批判の中で言及された

論理自体を再検討する作業を行う。

2 生殖をめぐる欧米諸国の動向——「胎児条項の導入」と「中絶の規制緩和」

日本社会において、「胎児をめぐる生命主義」の源流とその特殊性とを明確化する作業の一貫として、分析編に移る前にまず 1960 年代から 1970 年代初頭にかけて西欧先進諸国で相次いで合法化した中絶法と胎児条項の関係性を整理しておこう。

胎児条項とは、羊水検査・絨毛検査・母体血清マーカー検査等の生殖技術を用いつつ、出生児に胎児の段階において「障害」の兆候が確認された場合に、妊娠期間の早期・後期に関わりなく胎児を中絶することを合法化する規定である。胎児条項の存在は、イギリスにおける二分脊椎症児出生の激減やアメリカにおけるダウン症児出生率の半減等、障害児の出生をあらかじめ予防するために有用な手段として現在も極めて「有効」に機能している。

上記の表 1 から明らかなように、胎児条項はオランダや日本を除く多くの欧米諸国において、1960 年代末から 1970 年代初頭にかけて

表 1 中絶合法化と「胎児条項」の導入

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	オランダ	日本
法制	1973 ロウ判決	1967 「中絶法」 1990 「受精・胚研究法」	1975 「中絶法」 1994 「生命倫理法」	刑法 (1995 年改正)	1995 中絶法/集団スクリーニング法	1948 「優生保護法」 1996 「母体保護法」
「胎児条項」の有無	有り	有り	有り	無し	無し	無し
「胎児異常」の際の中絶可能期間	期間による制限無し	期間による限定無し	期間による限定無し	期間による限定無し	「胎児が母体外では生存できない期間」(24 週)	「胎児が母体外では生存できない期間」(22 週)
「欠損胎児」の中絶条件		「子供の重篤な精神的・身体的障害」	「子どもの治療不可能な重篤な疾患」	「母体の身体的・精神的健康を著しく害するおそれ」		「身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれ」

(玉井真理子 1999)

なされた「中絶合法化」の動向の中で相次いで法制化されていった（ドイツは1995年刑法改正において廃止）。欧米諸国における「胎児条項」肯定論は、中絶合法化の潮流を追い風とするかたちで相次いで合法化されていったということが出来る。

一方、日本社会において「胎児条項」導入を意図した「優生保護法改正案」の国会上梓の動きは、1970年においてなされたのが最初である（立岩真也 1997, 2000; 森岡正博 2001）。その後「胎児条項」の優生保護法ないし母体保護法への法制化は度々議論の遡上に乗せられ、数回の国会上梓を経験しつつ今日に至っている。本稿で扱う1950年代末から1970年代初頭までの優生保護法改正の動向は、「胎児条項」法制化の動きが〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を主張する運動から提起された「中絶適用範囲縮小」の動き（第14条「経済条項」の削除の動き）と呼応するかたちでなされたという点に最大の特徴がある。欧米における「胎児条項」導入の動きが、中絶自体を合法化する流れと呼応する形で行われたのに対して、日本社会におけるそれは中絶適用範囲を縮小する議論、つまり〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を主張する運動内で作成された法改正案に引き付けられる形で展開されたという特殊事情がそこにはある。²⁾

3 〈胎児〉の尊厳・人権擁護運動と優生保護法改正案

優生保護法論争は1970年以降展開されるリブ運動や障害者運動等、優生保護法が適用される当事者から立ち上げられた異議申し立て運動でもあった「優生保護法改悪阻止運動」の変遷を中心に論じられることが多い（立岩真也

1997, 2000; 森岡正博 2001）。1970年前後の時期が、日本社会における生殖や優生学をめぐる価値転換の時期に該当していること、そして優生保護法適用の当事者でもある「障害者」や「女性」からの異議申し立て運動の中で、その後現在に至るまで受け継がれることになる生殖論争の原型が形成されたという点においては、1970年代優生保護論争に言及することには大いに意味のあることだろう。しかし、本稿が分析する「胎児をめぐる生命主義」の源流とその系譜を解読する作業には、1970年代優生保護論争から約10年の年月を遡る必要がある。以下の節では、1970年代初頭に国会に上梓された優生保護法改正案の作成過程を概観した後、その改正案の素地が練り上げられた1960年代の情勢を中心に分析を行う。この1970年初頭に国会に上梓された優生保護法改正案こそ、〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を主張し、胎児を「生き延びさせる」ことを目的に「中絶禁止」を唱えた運動体の主張を十全に組み込みつつ練り上げられた法改正案としてあった。またその改正案には、「障害」のある胎児を初期段階で捕捉し「中絶する」という、優生学の欲望を具現化する「胎児条項」の導入も同時に意図されていた。1970年代初頭に具現化した優生保護法改正案をそれから約10年遡った地点から解読するという本稿の作業はこの〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重運動と優生学との間の「胎児をめぐる補完関係」自体を解読する作業であり、「胎児をめぐる生命主義」の内実を読み解く作業である。

1970年4月10日「優生保護法に関する意見を聞く会」が参議院自民党政策審議会において開催され、日本医師会・日本母性保護医協会等からの代表者参加の下、宗教団体生長の家を中心とする「優生保護法改廃期成同盟」作成の

優生保護法案が審議の場かけられた。この審議会は日本で最初に「胎児条項」導入が国会に上梓された「優生保護法改正案」のたたき台が作成された審議会であり、またそこには〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を主張し中絶禁止を掲げる人々の意見が色濃く反映されていた。

生長の家作成の優生保護法改正案の中心は、第14条4項「経済条項」の削除を中心とする「中絶適用範囲の縮小」にあり、その法改正の根拠として、

1. 現在の優生保護法が人命軽視の観念を国民全体に植え付けていること。
2. 母体保護が必要であり妊産婦死亡率が高いのも中絶が多いからであること。
3. 出生率が低すぎる状況は、民族衰退の原因にもなりかねない。
4. 中絶は青少年非行化にもなりかねない。
5. 現在の労働力不足は昭和27年の優生保護法改正が大きな原因になっている。
6. 中絶は性道徳退廃の原因になっている。
7. 日本は国際的に“墮胎天国”の辱めを受けている。

以上の7点が提示された（自民党政治審査

委員会社会部 1970: 5-9)。宗教団体生長の家は、1959年という最も早い時期に、〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を主張しつつ中絶禁止を唱え始めた、優生保護法改正案の作成母体組織である。生長の家を主体とする「優生保護法改正運動」の焦点は、神の存在性を生命の起源に読み取った上で、生命の「人格開始期」を「受胎の瞬間」にまでさかのぼって読み取りつつ、中絶禁止を志向する点にあった。

一般に「胎児の人格開始時期」をめぐる議論には、表2に見られるように生命体の発育段階に従って「受胎の瞬間説」「胎動説」「母体外出生可能説」「胎児の非人間説」の大凡4説が存在する。1948年に制定された優生保護法においては「母体外生育可能説」を採用しており、1970年当時中絶しうる期間は、当時の医学的水準において母体外で胎児が生存可能になる妊娠後24週までの時期においてのみ認められていた。

〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を主張しつつ運動を展開した生長の家の「優生保護法改正運動」は、いわば〈胎児〉の生命の所在をこの「母体外生育可能説」から「受胎瞬間説」まで拡張することを意図した運動であったということが出来る。以下の引用は、生長の家が自らの優生保護法改正運動に際し、中絶が犯罪で

表2 胎児の人格開始時期諸説

	理念	事例
受胎の瞬間説	・胎児は受精の瞬間から人間であり、生命の尊厳が帰せられるべき倫理的な人格である。	
胎動説	・母体が胎動を感知した時に人間になる。	・刑法（英：1803） ・模範刑法典（米：1959） ・ジョージア州法（米：1968）
母体外生育可能説	・母体外育成可能以前の胎児は母体の一部に過ぎないが、母体外育成可能性を境に胎児は人間になる。	・優生保護法（日：1948）
胎児の非人間説	・胎児は出生とともに命が守られるべき人格となる。	

あることの正統性について述べた箇所である。

われわれは胎児の人工流産を神意に対する叛逆行為であるとして、墮胎防止の線に沿うやう優生保護法改正をする為に、既に十年間に亘って努力を続けて来たのである。人工流産が神意に対する叛逆行為であるといふのは、ある人間の靈魂がある母親に受胎するのは、神がその靈魂の発達進化のために最も適当な時期を選んで、最も適当なる環境を選んで地上に降下せしめられるのであるから、人間の現^レ實的^レ事情^レによつてその受胎時期をおく^レらせたり、延期したりする妊娠調節をすることすらも、それは胎中の殺人行為を含む墮胎よりも罪は軽いけれども、神意に対する叛逆であるとするのである。(生長の家 1974: 44, 傍点引用者)

上記の主張に見られるような、中絶を含む現実社会でなされるあらゆる妊娠調節を「神意に対する叛逆行為」とであると位置づける主張は、当時〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を擁護する主張の中でも極端なものであった。しかしながら上記のイデオロギーを根幹に有する生長の家の「優生保護法改正運動」自体は、その後 1970 年代から 80 年代初頭にかけて計 5 回に亘って国会に上梓される法改正案の作成と運動の主体としての役割を担うことになる。

次に生長の家が主張した〈胎児〉の尊厳や権利を掲げる運動が運動体としての規模を拡大し、自らの主張が国会に上梓されるまでに勢力拡大を遂げることになる運動の軌跡を見ていこう。以下の表 3 は、1959 年から 1970 年までの生長の家の優生保護法改正運動の軌跡をまとめたものである。

上記の表 3 にみられるように、〈胎児〉の生

命体としての尊厳や人格尊重を掲げる生長の家の「優生保護法改正運動」は、国政選挙実施の度に多数の支持議員を国会に送り込みつつ次第に国政での勢力を拡大していった。支援議員の数は、1969 年 12 月の衆議院議員選挙においては現職 127 名、新人候補 12 名の計 139 名に上っている。また生長の家が 1960 年 9 月の第一回国会請願から 1964 年 5 月の第八回国会請願までに集めた署名の数は、計約 200 万名分に上っており、またこの間多数の講演会を開催し自らの主張の社会的認知と賛同者を募る活動を定期的に行っている。また生長の家の活動においては、ローマ法王といったカトリック教会の権威や、マザー＝テレサといった海外の慈善事業者の権威を多分に動員しつつその運動を展開しており、それらの権威は自らの〈胎児〉の生命をめぐる尊厳や人権尊重運動に対する正統性を補強するのに大いに寄与した。またこの生長の家の活動の発展には、日本国有鉄道やその他「将来的な労働力不足」を危惧する私企業のほか、「下がりすぎた出生率」や「将来的な人口力衰退」を危惧する厚生省・文部省・労働省等のなどの諸官庁の強力なバックアップが追い風となった。

またこの生長の家の運動には、〈胎児〉における生命の所在を裏づけ、それを喚起する巧妙な仕掛けが存在した。以下の表 4 は、生長の家の講演会や集会において使用された「胎児の日記」である。

日記は一貫して「胎児からの視点」で記されており、そこに生命や人格の存在を読み取り、意識の芽吹きを読み取る巧妙な仕掛けが施されている。この「胎児の日記」は、受精の瞬間から生命が意識を持つ存在として描かれており、この日記は母親が胎児を「殺害」するところで終わる。この〈胎児〉の生命体としての尊

表3 生長の家による優生保護法改正運動の軌跡

- 1959年5月 生長の家白鳩会中絶防止啓蒙運動として「生命尊重運動」を開始。
 8月 「人命尊重」のハガキ12万枚印刷。「聖使命」（「生長の家機関誌」）と共に厚生省・専門医・衆参両院に働きかけ。
- 1960年9月9日 第一次国会請願を40万人の署名をもって行う。
- 1961年3月 人命尊重運動は白鳩会単独の運動から、生長の家全体の運動となる。
 5月 第二回国会請願（署名12万余名）。
 9月 優生保護法・中絶防止のために「子供の命を守る会」結成。
 12月 第三次国会請願（署名23万3338名）。
- 1962年4月 第四次国会請願（署名25万3000名）。
 7月 第41回国会衆議院労働委員会に「人命尊重国会請願」付記。
 8月1日 カトリック教会等と提携四十余団体協賛のもとに「いのちを大切にす運動連合」結成。
- 1963年2月 第五次国会請願（署名40万580名）。
 4月 第六次国会請願（署名21万3200余名）。
 6月 第七次国会請願（署名11万3200余名）。
- 1964年5月8日 生長の家本部会館にて「優生保護法改正国民決起大会」開催。
 5月 第八次国会請願（署名20万名）。
 8月 政治結社「生長の家政治連合」結成。
- 1967年 「優生保護法改廃期成同盟結成」。
 4月26日 生長の家総裁夫妻、新任のローマ法王庁パチカン大使一行を迎え歓迎レセプション開催。
 5月 生長の家青年会、38万の署名と共に5000名余で国会デモ行進。
 6月 「優生保護法改廃期成同盟」結成。
- 1968年3月 優生保護法改正促進大会開催（参加者：衆議院議員77名、参議院議員29名、婦人参加者9000名）。大会の中でローマ法王からのメッセージが寄せられる。
- 1968年10月 玉置和郎議員を中心に「優生保護議員懇談会」世話人会発足。法改正を政治日程にのぼらせるための折衝を政府・厚生省・医師会・自民党社会部会・衆参社会労働委員会等と着手。
- 1969年3月31日 参議院自民党政策審議会社会部会において優生保護法改正問題について初めて正式に議題にのぼる。
- 1969年6月末 院内議員支援のため“ママ殺さないで”をスローガンに全国一斉署名展開。
 11月 日本医師会・総理府の両面で「人工妊娠中絶実態調査」実施。この調査結果を受けて各マスコミが一斉に「中絶規制強化の是非」を問う記事を掲載。
- 1969年12月末 衆議院議員総選挙で「優生保護法改正国会請願」の紹介議員（現職127名、新人候補12名、計139名）を推薦支援。優生保護法改正を公約に掲げるよう申請。
- 1970年3月23日 参議院予算委員会の総括質問の席で白井勇委員の質問に対し、佐藤栄作首相が「生命尊重こそ政治の基本」と発言。
- 1970年4月2日 参議院予算委員会一般質問で鹿島俊夫委員の質問に対し、内田厚相は「優生保護法は改正の時期に来ている」と発言。
- 1972年6月 第68回国会へ「優生保護法改正案」提出。

表4 生長の家が運動に使用した「胎児の日記」

「胎児の日記—お母さんは私を殺しました—」(抜粋)

(ポーランドの共産主義政権による中絶自由化政策に抗議してポーランドの首座大司教ヴィシンスキー枢軸卿によって描かれたもの。)

十月五日 私のいのちがはじまりました。両親はまだこのことを知りません。私はまだ林檎の種ほど小さいけれども、それでももう「私」なのです。そして私は女の子—金髪の青い目の—になるはずです。

十月二十五日 今日私の心臓はひとりで鼓動をはじめました。今から後、私の生命を通じておだやかに鼓動をつづけるでしょう。

十一月二日 私は毎日大きくなっています。私の手と足は格好がつきはじめました。

十一月二十日 お医者さんは先頃からお母さんに、私がお腹の中にいることを告げています。お母さんは幸福に違いありません。

十二月十三日 私の目も漸く見えはじめました。私の周りは真っ暗です。けれどもお母さんがこの世に送りしてくれたときには、回りには陽と花がいっぱいでしょう。

十二月二四日 お母さんは私の心音を聴いているかしら。…私の心臓は規則正しくタツ、タツ、タツと鼓動しています。

十二月二八日 今日お母さんは私を殺してしまいました。

(ここに記された日記はまさに殺人の記録である。しかし、これと同じことがわが国では優生保護法の隠れ蓑の下で行われている。…)

(生長の家 1967a)

厳や人権尊重を主張する生長の家の「優生保護法改正運動」は、感覚し、呼吸し、そして既に「意識」や「人格」を有する「殺されざる対象としての胎児」を人々の心に強烈に訴えかける後押しをした。それは云わば、妊娠女性の胎内に「生命と人格を兼ね備えた胎児」の所在が読み取られていく過程であり、この動きはその後1970年代初頭から「女性の自らの身体に対する自己決定権」の主張を掲げ開始されるリブとの争点を形成していくこととなる。

4 〈胎児〉の生命体としての尊厳・人権と「下がりすぎた出生率」

ここで生長の家を筆頭とする、〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を主張する運動体が勢力を拡大し、その社会的影響力を増大させる1950年代末から1970年代初頭にかけて

の日本社会における出生率の動向を見ておこう。日本社会における合計特殊出生率は、敗戦直後から急激な上昇を見せ(「第一次ベビーブーム」)1947年を頂点としてその後1950年代全般の時期を通じて急劇な減少を示す。ピーク時であった1947年に4.54あった合計特殊出生率は、生長の家の活動が開始される1959年には2.04まで下降しており、その後1975年に2点台を割り込むまで緩やかな横ばい状況で推移する。

生長の家を中心とする〈胎児〉の尊厳や人権尊重を主張する運動の開始とその展開が、急劇な出生力転換を経験し、合計特殊出生率が2前後まで降下した1950年代末から1960年代全般における日本社会においてなされたことに注意を喚起しておく必要があるだろう。

〈胎児〉の生命体としての尊厳や人格尊重を主張する生長の家の運動が1960年代にはかばか

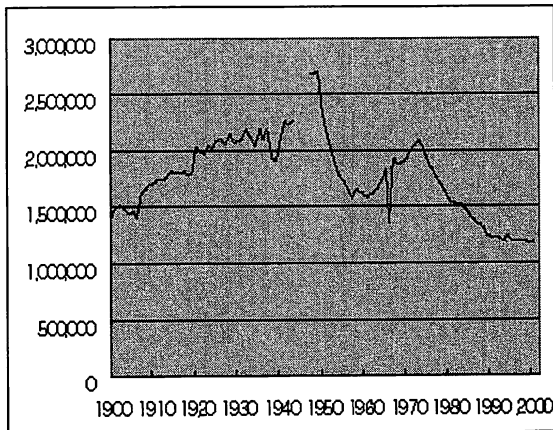


表5 出生数の推移 (1900-2000)

(出典：人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生省「人口動態統計」)

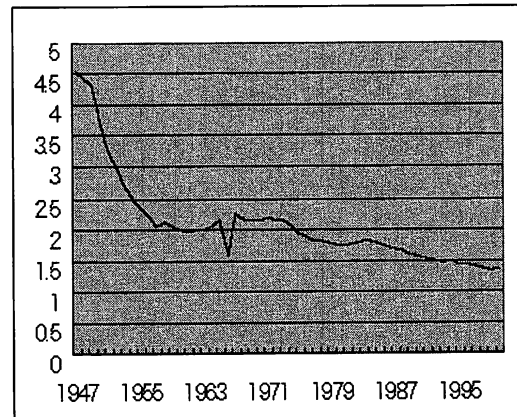


表6 合計特殊出生率の推移 (1947-2000)

しい発展を遂げ、国政での発言権を急速に拡大していった背景には、彼等の主張が「人口力の衰退」や「将来的な労働力不足」を危惧する政府内の政策担当者のイデオロギーとこの時期合致したという事情がそこにはある。「下がりすぎた出生率」を危惧する政策担当者にとっては、生長の家は格好の票田であると同時に、自らの政策を具現化するためのイデオロギーの供給源でもあったのである。

以下の引用は、生長の家の運動の中で1960年代半ばから後半にかけてなされた「下がりすぎた出生率」や「将来的な労働力不足」を危惧する言明である。

子供の生み方が少なくなると人口構成が急速に高齢化してしまうものであるが…こうなれば、民族の活力は衰え子を生む力も減退し、人口は等比数的な縮小再生産の悪循環を繰り返すのみで、…すでに日本民族の老化現象は目に見えて社会問題を惹起し始めている (生長の家 1967b)。

昭和三十年において求人に対する求職は3.6倍であったのが昭和34年には2倍となり最近(1967年1月)においてはほぼ同数になった。…この労働不足の問題と産児制限政策の関連」が(白書の中には)どこにも注意されていない(生長の家 1967c)。

生長の家のイデオロギーの中には、「子供の生み方が少なくなる」に従い「人口構成が急速に高齢化」することへの危惧感と、それに伴い「日本民族の老化現象」が進行することへの不安感が常に存在していた。またそこには「下がりすぎた出生率」によって引き起こされる「将来的な労働力不足」を危惧する言明が分かちがたく付着していた。〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を根拠に中絶禁止を運動方針に掲げる生長の家の主張は、出生率の改善や人口力の強化、そして民族主義的な主張とも接点を見出しながら、日本社会が「下がりすぎた出生率」を危惧し始める1960年代という時期において、社会における自らのポジションを確

立していったということが出来る。

また生長の家のブレーンであり当時南山大学教授の職にあった井上紫電は、1970年4月自民党政策審議会社会部会の席上で、優生保護法改正と中絶規定引き締めを必要とする人口学上日本社会が抱えている構造的問題を説きつつ以下のように語っている。

日本人の出生はここ数年、十年以上にもわたりまして世界最低を続けておりました結果、その数字は現在十六歳から三十歳までの十五年間に生まれた青壮年層の総出生数は三千三百万人でございます。ところが優生保護法が昭和二十七年に改正されて、中絶が野放しになりましてから生まれた子供の総数、すなわち現在一歳から十五歳までの幼少年年代層、これらの人たちが生まれた総数は二千五百万人にすぎないわけです。…これはどういうことを物語るかと申しますと、今後十五年後には十六歳から三十歳までの働き盛りの年齢層が現在よりも八百万人減るということ、労働人口が少ないと困っている現在よりもなお二割五分も労働年令層が減るということであります（自民党政治審査委員会社会部会 1970）。

優生保護法改正の必要性を人口政策上の観点から主張する井上紫電の発言においては、その後「少子高齢化問題」と呼ばれる人口構造上の転換に伴う一連の議論のプロトタイプを見出すことが出来る。

なお、政府の人口政策に対する強い影響力を持つ人口問題審議会において「出生力の改善」が政策課題として明確に主張されだしたのは、1969年8月5日に出された「わが国人口再生産の動向についての意見」が最初である。3年

余の時間をかけて練り上げられたこの答申には「将来の人口の先細りを避けるためには、出生力の回復が望ましい」（人口問題審議会 1969）との表現が盛り込まれた。この答申は戦後日本において国策により出生力の回復が目指されるべきであるとする項目がはじめて盛り込まれた答申であったがゆえに、各方面から総力戦体制下で敷かれた「産め殖やせよ政策」の再来であるとの大きな反発を受けた³⁾。優生保護法改正の根拠を説く井上紫電の言明は、この時期以降徐々になされるようになる、後に「少子高齢化問題」と呼称されることになる一連の言明に半ば連なる形でなされたものである。また出生力の回復を〈胎児〉の尊厳というオブラートに包みながら主張したことによって、国策としての出生力の回復を意図する政策担当者にとっては使い勝手のよい主張として受容された。またその点にこそ、〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を唱え中絶禁止を主張する生長の家の運動が、まさに1960年代全般の日本社会において国政にこれ程までに迅速に受容された素地があったと言える。

5 「胎児をめぐる生命主義」と生命科学 ——意識を有する胎児

以上生長の家を中心とする〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を掲げる「優生保護法改正運動」の源流とその展開を分析してきた。次に〈胎児〉の尊厳や人権尊重の主張等、一連の〈胎児〉への価値付けの増大を志向する諸運動ないしは緒言説が1970年代以降急速な発展を遂げる生命科学と結びついた接点について論じておく。〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を掲げる諸運動は、1970年代半ば以降染色体やDNA等の解明に準拠した遺伝子工

学から生命概念を輸入するかたちで、また当時先端科学であった胎芽学や遺伝学から〈胎児〉の「人格性」に関する根拠を輸入するかたちで、自らの主張を強化していった。井上紫電は1980年時点において、「現在科学が明らかにしたように、胎児は母体とは別個独立の人間の生命体であり、したがってまた倫理的にも人間（人格）である」（井上紫電1982）ことを強調しながら、「法的にもそれぞれの法律の趣旨に照らして、胎児の利益の保護に必要な限度で法的な人格（権利能力）を認めるべき」（井上紫電1982）ことを主張している。また井上は、同年翻訳されたトマス・パーニーの医学啓蒙書『胎児は見ている：最新医学が証した神秘の胎内生活』を随所に引用しつつ以下のように述べている。

こうした研究成果（注：胎芽学や遺伝子工学）のおかげもあって、私は根本的に新しい胎児像を描くことが出来るようになった。それは従来の小児科学の文献に書かれているような、受身で精神を持たないとされた胎児とは、まったく異なったものである。胎児は、見、聞き、感じ、さらには母親の思考や感情をも読み取ることが出来……積極的に精神的な活動を行っている一個の人間なのである（井上紫電1982、傍点引用者）。

また同書では、胎児は「生まれ出る十カ月目までには、生まれてから生きていくのに必要な人間の活動、たとえば、心臓を鼓動させ、羊水を出し入れする呼吸活動（肺までは吸い込まない）をしたり、羊水を飲み込んだり、口や手足を動かすなどの人間活動のほとんどを、ちゃんとやり、また練習している」（Verny with Kelly 1981）がゆえに既に「立派に心を持ち始めている」と

いった医学的報告が随所になされている。またそこでは「妊娠中の母親の心、胎児の心、その相互作用」を研究するための心理学として「出生前心理学（prenatal psychology）」の必要性が説かれ始めており、それが「胎教」の学問的な基盤となる」ことが提唱されている（Verny with Kelly 1981）。

1960年代後半から70年代にかけての日本社会は、サリドマイド事件⁽⁴⁾の「反省」に端を発する「胎児医学」の発達の中で、〈胎児〉が障害児の出生をあらかじめ予防する目的を持って医学上の重要な主題として急速に焦点化される時期に該当している（土屋敦2004）。また、1966年5月に兵庫県から開始される「不幸な子どもの生まれない運動」においては、「人の一生は受胎期に始まる」ことを提唱しながら、「胎児医学」における知見を十全に活用しつつ障害児をあらかじめ予防するための「胎児期からの福祉行政」が優生学の必要性を喚起する主張と共鳴するかたちで全国各地の地方自治体において施行され始める。〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権を主張する生長の家の活動は、ここに優生学を孕みつつ当時急速な進歩を遂げた「胎児医学」との接点を見出すことになるのである。

またプロ＝ライフ派の掲げる「胎児の人格・権利擁護」運動の中に孕まれる、〈胎児〉やそれが形成される以前の生殖細胞等を擁護すべきとする主張は、その後特にアメリカ等のプロ＝ライフ派の展開の中で1990年代以降「受精卵」や4分割ないし8分割時に細胞を取り出し、臓器等の組織培養を行う技術としての「ES細胞（万能細胞）」や「中絶胎児の組織」等の使用を禁止するための論理として「生命倫理学」の中にかたちを代えて登場することになる。この点における詳細な系譜に関しては別稿を編む必

要があるだろう。

6 〈胎児〉の生命体としての尊厳・人権擁護運動と優生学の接点——「胎児をめぐる生命主義」の帰着先

生長の家主体で行われた「優生保護法改正運動」では、1970年に改正案が国会上梓された際に障害児の出生をあらかじめ予防するための優生学強化を意図する「胎児条項」と抱き合わせて改正案が編まれたことは先に述べた。また生長の家の宗教イデオロギーが、国家神道の信奉と正統憲法（大日本国憲法）への回帰を謳った民族主義的なものであったがゆえに、生長の家の活動は大戦中の総力戦体制期の再来として受け取られることが多かった。1970年代初頭以降障害者団体や女性運動を中心に展開される「優生学批判」の中では、生長の家の活動は総力戦体制下の「産めよ殖やせよ体制」や戦中に制定された「国民優生法」を想起させたことも手伝って、優生学自体を戦前の総力戦体制の産物であるとする認識自体を強化する形でその多くがなされた。1983年当時女性史家である早川紀代は、生長の家を主体とする優生保護法改正運動を批判する中で、旧厚生省の設立当初（1938年）の重要用件が「結核予防・母子保健・体力向上の三大柱」（早川紀代 1983）であったこと、そして「『大東亜共栄圏』確立のために、出生率の増加、死亡率の低下、国民体力の向上、民族優生策という人口の質量ともの発展を図る体制」（早川紀代 1983）が提唱されたことに言及している。またその上で早川は、戦前の国家神道の教義の絶対化と正統憲法（大日本帝国憲法）への復帰を唱える「生長の家」の優生保護法改正運動が、戦前の「優生思想ならびに戦時体制下の人口政策とまったく軌を一にして

いる」として、戦前の戦争を礼賛するこの「生長の家」が、「まだ生まれぬ胎児の尊重を声高に叫んでいる」状況の危機を訴える（早川紀代 1983）。

しかしながら、障害を持つ人びとに対する不妊手術が日本社会において最も盛んに行われたのは戦後1950年代である。また優生学と戦前の総力戦体制との結びつき自体を相対化する研究も1990年代後半以降既に多く挙げられている（松原洋子 1997, 1998; 市野川容孝 1998）。戦前の総力戦体制と優生学の結びつき自体を相対化する作業をさらに推し進めるためには、優生学批判が大々的に呈され始めた1970年代初頭前後の生長の家による優生保護法改正運動の展開が、如何なる折衝の下に優生政策強化を意図する「胎児条項」導入の動きと結びついていったのかをつぶさに検討することが必須であろう。

生長の家の主張の中に幾分かの優生学的要素が含まれていたことは確かであろう。しかし「胎児条項」導入に代表される優生政策強化の方向性は生長の家から提起されたものではなく、日本医師会や日本家族計画連盟等の医療サイドから提示されたものであった。〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重の主張を掲げた生長の家が主導する「優生保護法改正運動」の主要な運動目標は、あくまで日本社会における出生児の人口学的「量」の改善にその焦点があったのであり、「障害児」が産まれることをあらかじめ予防する出生児の「質」を管理しようとする方向性はその実少なくとも1960年代末までは希薄であった。

優生保護法改正運動の急先鋒の一人として生長の家のイデオロギーを支えた井上紫電は優生保護法改正案の具体的な作業に着手する中で1968年に以下の3つの案を検討中であることを述べている。井上は「優生保護法改正試案」

として以下の3案を挙げている。

第一案、優生保護法の人工妊娠中絶に関する規定(第14条)を削除して、同法作成前の状態に戻すこと(この場合、死文と化している現行刑法の規定(刑法第29条)が自動的に発動する)。

第二案、昭和二十三年制定当時の優生保護法に復帰すること(人工妊娠中絶に関する「経済的理由」の削除と「審査制度」の復活)。

第三案、昭和二十四年の改正優生保護法に復帰すること(人工妊娠中絶に関する「審査制度」の復活)(井上紫電1968)。

またその上で井上は第二案が最も有力であるとしている。ここでは、優生思想と優生保護法改正の観点から第一案に注目してみたい。第一案をもう少し詳細に見ていこう。

第一案、優生保護法を全面的に廃止し、優生保護法制定以前の法状態、すなわち刑法による規制のみとする。(ナチスの断種法に倣って昭和十五年に作られた「国民優生法」ももちろん復活させない。)(井上紫電1968)

以上の第一案は単に中絶の全面禁止を意味するばかりでなく、優生保護法上幾重にも規定された優生条項の全面撤廃をも含意している。またその法案作成に参照した意見には、「遺伝性疾患を荷った胎児も人間の胎児であり、他の一般の胎児と生存権に軽重はあり得ない」(井上紫電1968)とする優生学への批判的な意見や、「民族の資質向上のために彼等の出生を阻止する、という考え方は、ナチスの民族主義の思想と異ならない。それは、…全体主義の思想に外ならず、その誤りは今更指摘するまでもない」

(井上紫電1968)といった意見も紹介されている。また生長の家のイデオロギーには、「幼い時に肉体にハンディキャップを負はされる子供は高級霊」であるといった思想も存在しており、彼等の思想は必ずしも優生学肯定一辺倒ではなかった点にも注意を促したい。生長の家の改正案における最重要課題は、「優生保護法をいかに改正したら中絶を効果的に抑制できるか」という点に向けられており、この時期少なくとも1960年代後半までは、積極的に優生政策を推し進めていこうとする機運は改正運動の中では低調であった。

一方、法文上の中絶適用範囲の極端な縮小を意味する「経済条項」(第14条)撤廃等を中心になされた生長の家の「優生保護法改正案」に対して、1960年代後半から1970年前後にかけて日本家族計画連盟・日本母性保護医協会・日本医師会などから批判の意見が相次いで出された。日本家族計画連盟が1970年3月に提出した「優生保護法の一部改正についての反対理由」なる声明の中で会長の古屋芳雄は、「(優生保護法改正は)もとよりこれは必ずしも悪いことではない」(日本家族計画連盟1970)と述べた上で、「優生保護法の改正が「中絶手術」一点に絞られていることは納得しがたい」(日本家族計画連盟1970)として、生長の家の優生保護法改正運動が人工妊娠中絶規定に特化されていることに対する不満を表明している。加えてこの声明文の中には、「この法律は制定以来すでに20数年を経ており、その間、本法の根幹を成す人類遺伝学も格段の進歩を遂げ、他方、これが適用を受ける社会の事情もいちじるしく変化している」(日本家族計画連盟1970、傍点引用者)との主張がなされており、(人類)遺伝学の発展状況を踏まえた上での優生保護法改正の必要性が提起されている。

1970年に国会上梓される「優生保護法改正案」が練り上げられた1960年代後半は、兵庫県で開始された「不幸な子どもの生まれない運動」が全国各地で導入されていく時期に該当しており、胎児段階から障害児の出生を予防するための社会整備が急劇に練り上げられていく時期に該当している（土屋敦 2004）。また、羊水検査法等胎児段階における障害の所在を測定する技術もこの時期相次いで臨床現場に導入されており、出生児の質を管理するための処方箋が矢継ぎ早に練り上げられていくという経緯がある。上記の古屋芳雄の発言は、そうした社会情勢の変化を踏まえた上で「胎児条項」を優生保護法の中に盛り込むべきことを示唆していた。

また日本医師会でも生長の家を中心とする優生保護法改正運動に対して以下の5点の問題点を列挙し改正運動の方向修正を促している。日本医師会から優生保護法改正案に対してなされた5点の問題点とは、

- (イ) 第14条第1項第4号の条文に妊娠・分娩の他に「育児」を追加し、「身体的又は経済的理由」の代わりに経済的及び精神身体医学的理由を反映する表現を検討する。
- (ロ) …学界のみならず世論においても先天異常発生の予防対策が重要問題として取り上げられているおりから、諸外国同様、人工妊娠中絶を許す要件として胎児側の理由を追加すべき。
- (ハ) 優生手術に関し、その条文や遺伝性疾患についての「別表」は最近の精神医学や人類遺伝学の見地からみて適当なものとはいえない。したがって専門的に再検討の必要がある。
- (ニ) 男性及び女性側の不妊手術（優生手術）は永久不妊に通ずるものであり、民族の逆淘汰を防ぐという本法の目的からいっても、…そ

の強化をはかる必要がある。

- (ホ) …優生保護相談所及び受胎調節の普及が法律において規定されているが、その運用を強化する必要がある

とする5項目（日本医師会 1970）であり、法改正の優生的側面に関するものは、以上の（ロ）（ハ）（ニ）に関する部分である。（ロ）においては生長の家の活動には希薄であった胎児側の障害の有無を基軸とした人工妊娠中絶規定の強化（「胎児条項の導入」）を、（ハ）はらい病等遺伝性疾患以外の疾患への不妊手術規定の再検討を、そして（ニ）は不妊手術の強化を前面に打ち出す内容となっている。日本医師会の以上の改正案のうち、その規定が実際に法改正案内に盛り込まれたのは、（ロ）の「胎児条項」導入と（ホ）の優生保護相談所の運用規定の明確化に関してであった。以下は1972年6月16日第68回国会に提出された優生保護法改正案の詳細である。

人工妊娠中絶の適用事由に関する改正

(1) 第14条第1項第4号の「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」という人工妊娠中絶の適応事由のうち「身体的又は経済的理由により」とあるのを削ると共に、「母体の健康」とあるのを「母体の精神又は身体健康」に改め、第14条第1項第5号とする。

(2) 「胎児が重度の精神又は身体障害の原因となる疾病又は欠陥を有しているおそれが著しいと認められるもの」という事由を人工妊娠中絶の適応事由として加え、第14条第1項第4号とする。

1. 優生保護相談所の業務に関する改正
優生保護法第20条にある優生保護相談所の業務として、「適正な年齢において初回分娩が行なわれるようにするための助言及び指導」等を加えること。

（滝沢正 1972）

(1) は、生長の家の持論であった中絶適用範囲の縮小を意図する「経済条項」削除に関する規定、(2) は、優生政策の強化を意図する「胎児条項」を法文上に盛り込む規定である。ここに、1970年代初頭に国会に上梓された「優生保護法改正案」において、〈胎児〉の生命としての尊厳や人権尊重を主張しながら、〈胎児〉を「生き延びさせる」ことを意図する生長の家の中絶禁止運動と、胎児段階において生命の選別を意図しつつ、「障害」を有する胎児を「排除する」優生学とがここに結合をみることになる。

以上〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を掲げ中絶適用範囲の縮小を意図した生長の家の優生保護法改正案に、日本医師会や日本家族計画連盟等から胎児段階における優生政策強化を意図する「胎児条項」を盛り込む必要性が提起され、改正案に「胎児条項」が盛り込まれた上で国会に上梓されるまでの軌跡を追いかけてきた。また1970年代初頭になされた「胎児条項」の導入に代表される優生政策強化の方向性自体は生長の家の運動に端を発するものではなく、より医療や出生現場に近い日本医師会や日本家族計画連盟の提案で法改正案に盛り込まれたものであることを確認してきた。

この一連の優生保護法改正案作成のプロセスが欧米諸外国の中絶合法化の動向に比して特異なのは、中絶の適用範囲を縮小することを意図する〈胎児〉の尊厳・人権尊重を唱える言説と、胎児段階で障害が測定された場合にも中絶範囲を拡大する優生政策強化としての「胎児条項」とが同一法改正案上で、また同一の法改正案として合体したという点にある。〈胎児〉をめぐる論争は、中絶適用範囲の縮小を意図する〈胎児〉の尊厳・人権尊重運動と、優生政策強化の一貫として提出された「胎児条項」とが云わば

接木されるかたちで、議論の遡上に挙げられることになるのである。

7 結論

以上生長の家に代表される日本社会における〈胎児〉の生命体として尊厳や人権尊重を主張する運動の拡大状況を跡付けるとともに、1970年代初頭に国会に上梓された「優生保護法改正案」の作成過程をつぶさに追いかけてきた。1972年に上梓された「優生保護法改正案」は、その後1980年代前半までの時期に計5回国会に上梓されることになる。

この「優生保護法改正」に向けた動きは、1960年代全般をかけて練り上げられてきた「下がりすぎた出生率」や「労働力不足」への危惧感と結びつくかたちでなされた〈胎児〉の生命擁護運動と、障害児が出生することをあらかじめ予防する目的で整備された1960年代半ば以降の「不幸な子どもの生まれない運動」等の動きとの間の交錯点に編まれたものである。またそこでは、将来的な人口構造上の「老化現象」を危惧する、後に「少子高齢化問題」と呼称される問題が盛んに言及されていた。その意味で1970年に国会に上梓された「優生保護法改正案」は、1960年代における出生形態の劇的な変化の産物であり、またそうした変化への「量」と「質」双方からの「処方箋」として策定されたのだということが出来る。

この〈胎児〉への「量」と「質」双方からの働きかけの増大は、Dudenがアメリカ社会・ドイツ社会の分析から析出した、「保護を必要とする具体物」として措定され、「生き延びる」という使命を帯びて立ち現れた胎児」(Duden 1985)の日本社会における対応物であり、1970年代初頭に上梓された「優生保護法改正案」は

この〈胎児〉への「量」と「質」双方からの働きかけの「具現形態」であったということが出来る。また日本社会においては、生殖論争上の論点が「母親の健康」から〈胎児〉の価値付けの増大へと移動する「妊娠についての社会的知覚の逆転」は、1950年代末から1960年代全般の時期を通じて達成され、またそこに「胎児をめぐる生命主義」を招き寄せたということが出来るだろう。この時期以降日本社会における生殖論争は、この「胎児をめぐる生命主義」の台座上およびその延長上で展開されることになる。

その後〈胎児〉の生命体としての尊厳や人権尊重を掲げた運動体主体で練り上げられた「優生保護法改正案」は、本稿で扱った直後の時期に該当する1970年代初頭以降障害者運動や女性運動からの強烈的な批判に晒されていくことになる。中絶の適用範囲を縮小することを意図する〈胎児〉の尊厳・人権尊重を唱える言説と、胎児段階で障害が測定された場合にも中絶範囲を拡大する優生政策強化としての「胎児条項」とが同一法改正案上で、また同一の法改正案として合体したという「胎児をめぐる生命主義」の日本社会における特殊性は、その後1970年代以降生殖における生命論争を可能にする台座を形成したと同時に、障害者運動と女性運動双方の運動が衝突すること自体を可能にする議論の台座を提供したということが出来る。その意味で日本社会における生殖論争の争点自体は、1950年代末から1960年代全般の時期に練り上げられた「胎児をめぐる生命主義」をめぐる論点に、対抗言説としての障害者運動・女性運動が1970年代初頭の時期にぶつかった地点に生じた地平にある。

この1970年代以降に生じた日本社会における生殖や優生学をめぐる動向の内実や社会の変

化、そして本稿で析出された「胎児をめぐる生命主義」の系譜が、障害者運動や女性運動から提起された「優生保護法改悪阻止運動」の中で批判の矢面に立たされていく経緯に関しては更に詰められる必要があるが、その作業は別稿に譲ることとする。

注

- (1) 「生命主義」という言葉自体は、日本社会における大正期において、生殖・社会政策分野で「生命」の存在が盛んに言及され出した事態を指して「大正生命主義」と呼ぶこともある(鈴木貞美 1996)。本稿では、生殖論争の焦点が「妊娠に直面した母親の健康」から〈胎児〉へと移動するという事態に、現在の生命論争へと連なる決定的な分岐点を読み取る。またそうした一連の「妊娠についての社会的認知の逆転」(Duden 1991 = 1993: 11)を本稿では「胎児をめぐる生命主義」と名づけておく。
- (2) 1970年代初頭から展開される「優生保護法改正」の動きに対しては、日本社会における障害者運動は1970年代初頭という早い時期に主体的な運動を展開し、「胎児条項」導入に対する強力な反対運動を続けていたこともあり、その影響下に日本社会におけるリブ運動の展開は「胎児条項」導入に対して基本的に反対を表明する形で「優生保護法改悪阻止運動」を形成していったということが出来る(立岩真也 1997)(森岡正博 2001)。またこうした日本社会における「特殊事情」は、障害者運動とリブ運動が「中絶適用範囲の縮小」や「胎児条項」の導入を意図して上梓された「優生保護法改正案」への「改悪反対運動」というかたちで両者の共闘体制の基盤を築き上げた一方で、障害者運動とリブの運動が衝突する契機をも作り出したことをここでは付け加えておく。

(3) 当時日本家族計画連盟事務局長であった近泰夫は、この答申に対して「労働力の不足を受胎調節と結びつけて考えたがる人達（主として政財界）の意向がその背後に感じられる今回の答申であるが、…「産めよ殖やせよ」時代再来の印象すら与えている³⁾」と発言し、政府の人口政策を激しく牽制している。また当時日本母性保護医協会等からも反対意見が出され、この答申は大きな批判的にさらされた。

(4) サリドマイドとは、当初は抗てんかん剤として1954年に発売が開始された薬品であり、この薬品の持つ鎮静作用・睡眠効果等が注目され、速効性のある睡眠薬として日本ではプロバンM（大日本製薬）、新ニプロール（SS製薬）等の商品名で発売された。このサリドマイド睡眠薬と「胎児奇形」との関係性は1961年11月西ドイツの小児科医Widukind Lenzにより指摘され、日本においても数百件のぼる被害が確認された。

文献

- 市野川容孝・立岩真也，1998，「障害者運動から見えてくるもの」『現代思想』1998年2月号，258-85.
- 井上紫電，1968，『優生保護法改正をめぐる問題と意見』優生保護法改廃期成同盟事務局.
- ，1982，「胎児とは何か？——その法的考察」日本教文社編『胎児は人間ではないのか——優生保護法の疑問点』日本教文社.
- 荻野美穂，1994，『生殖の政治学——フェミニズムとバースコントロール』山川出版社.
- 自民党政治審査委員会社会部会議事録，1970，「優生保護法について」1970年4月.
- 人口問題審議会，1969，「わが国人口再生産の動向についての意見」.
- 生長の家，1967a，『生命の世紀』1967年1月31日号.
- ，1967b，「憂うべき日本の人口動態」『生命の世紀』1月31日号.
- ，1967c，「日本の労働力の長期政策と産児制限」『生命の世紀』1月31日号.
- 館稔，1958，「中絶は生命の冒涇」『家族計画』1958年3月20日号.
- 立岩真也，1997，『私的所有論』剋草書房.
- ，2000，『弱くある自由へ——自己決定・介護・生死の技術』青土社.
- 玉井真理子，1999，「出生前診断と胎児条項——ドイツの胎児条項廃止とドイツ人類遺伝学会」『信州大学医療技術短期大学研究紀要』24号，49-60.
- 滝沢正，1972，「優生保護法運営の問題点」.
- Duden, Barbara, 1991, *Der Frauenleib als öffentlicher Ort: vom Missbrauch des Begriffs Leben*, Hamburg: Luchterhand. (= 1993, 田村雲供訳『胎児へのまなざし——生命イデオロギーを読み解く』阿吽社.)
- 土屋敦，2004，『〈母子衛生戦略〉の中の優生思想——胎児を可視化するまなざしと障害児の出生を予防すること』東京大学大学院人文社会系研究科修士論文.
- 日本医師会，1970，「法律改正論の問題点」1970年8月.
- 日本家族計画連盟，1961，「家族計画は母子衛生の基礎——舞台裏から覆面をとって」『家族計画』1961年10月20日号.
- ，1970，「優生保護法の一部改正についての反対理由」1970年3月.

- Verny, Thomas with J. Kelly, 1981, *The Secret Life of the Unborn Child*, New York: Dell Pub. (= 1982, 小林登訳『胎児は見ている——最新医学が証した神秘の胎内生活』祥伝社.
- 松原洋子, 1997, 「〈文化国家〉の優生法——優生保護法と国民優生法の断絶」『現代思想』25巻4号(4月号).
- , 1998, 「中絶規制緩和と優生政策強化—優生保護法再考—」『思想』886号(4月号).
- 森岡正博, 2001, 『生命学に何が出来るか——脳死・フェミニズム・優生思想』劉草書房.

(つちや あつし、東京大学大学院、tsuchiya@lime.livedoor.com)

The Origin of the controversy about “fetus” in Japan

the Controversy about Eugenic Protection Law in 1960s-1970s

Tsuchiya, Atsushi

In 1960s, “Fetus” had gradually become a main topic in controversy about reproduction in Japan. So called Pro - Life Movement in Japan has the origin in 1960s. In this movement, they insisted strongly that the fetus has the right and the personality as person. The controversy about fetus also included the eugenics movement- prevent the defective fetus and select healthy one-. The purpose of this article is to detect the relationships about Pro-Life Movement and eugenics in 1960s.